

別記 2

1 基準額

基 準 額

各病院内保育施設につき、1により算定した額から別添1の「病院内保育施設運営費補助事業における標準的な保育料等について」の2に基づき算定した保育料収入相当額を控除して得た額と、2により算定した額の合計額。

1 基本額

(1) A型特例（保育乳幼児1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの）

1人×237,400円×運営月数

(2) A型（保育乳幼児4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの）

2人×237,400円×運営月数

(3) B型（保育乳幼児10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有するもの）

4人×237,400円×運営月数

(4) B型特例（保育乳幼児30人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上有するもの）

6人×237,400円×運営月数

(注1) 運営月数には、原則として、開所日数が15日以上ある月のみを算入することとする。

(注2) 保育乳幼児数の換算方法については、別添4を参照すること。

2 加算額

(1) 24時間保育を行っている施設

30,750円×運営日数

(2) 病児等保育を行っている施設（別添2参照）

278,340円×運営月数

(3) 児童保育を行っている施設（別添3参照）

14,760円×運営日数

別添 1

病院内保育施設運営費補助事業における標準的な保育料等について

- 1 標準的な保育料については、24,000円とする。
- 2 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。
ただし、保育料収入相当額の算出に当たっては、A型特例については保育児童1人相当額、A型については保育児童4人相当額、B型については保育児童10人相当額、B型特例については保育児童18人相当額を上限とする。

別添 2

病児等保育の実施に係る基準について

1 対象児童

- (1) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同じ。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。
- (2) 保育所に通所している児童ではないが、(1)と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

2 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

3 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

4 職員配置等

- (1) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。
なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。
- (2) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- (3) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- (4) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

5 利用事務手続等

- (1) 利用事務手続きについては、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- (2) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

6 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

7 その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

別添 3

児童保育の実施に係る基準について

1 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校に就学している児童（以下、放課後児童という。）。

2 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

3 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

保育児数について

1 保育児童数について

- (1) 各月において15日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。
 なお、臨時に保育した児童については次の(2)による。
- (2) 臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、1日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。
- (3) (2)に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が4.0人以上であれば4人未満の月があってもA型とする。ただし、4人未満が運営月数の2分の1の月数以上の場合はA型特例とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

例) ① 4月～10月までが5人、11月～3月までが3人の場合

$$\{ (5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月) \} \div 12ヶ月 = \underline{4.16人} \rightarrow A型$$

② 4月～9月までが5人、10月～3月までが3人の場合

$$\{ (5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times \underline{6ヶ月}) \} \div 12ヶ月 = \underline{4.00人} \rightarrow A型特例$$

※年間平均を算出する際は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

【 (2) の換算方法 】

$$(保育児童換算数) = \frac{(各臨時に保育した児童の月間延保育日数)}{(実際の月間延開所日数)}$$

例) 1日8時間、15日開所した保育所において、

15日間保育した児童 3人

6日間臨時に保育した児童 1人

5日間臨時に保育した児童 2人 の場合

臨時に保育した児童を換算すると 6日 / 15日 = 0.4人

$$5日 / 15日 = 0.33人$$

すべてあわせると、3人 + 0.4人 + 0.33人 + 0.33人 = 4.06人